

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.128

頒価 300 円

2013 年 3 月 30 日発行
フォーラム 90 実行委員会
〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13
港合同法律事務所気付

TEL : 03-3585-2331

FAX : 03-3585-2330

振替口座：郵便振替 00180-1-80456

加入者名：フォーラム 90

主要目次

今回の執行の意味するもの 安田好弘 1 頁

加納恵喜さんのこと 湯山孝弘 4 頁

生き直そうとした小林薫さん 中道武美 7 頁

金川君の死刑執行に関して 山形学 9 頁

「谷垣新法相、執行しないで！」要請行動 大道寺ちはる 11 頁

第 2 回死刑映画祭を終えて 太田昌国・可知亮 13 頁

鞆の津ミュージアムで死刑囚の絵画展 16 頁

日本外国特派員協会での記者会見 岡本真菜 18 頁

インフォメーション 19 頁

谷垣禎一法相の

死刑のベルトコンベアを止めよう

2 月 21 日、就任後 2 ヶ月も経たぬ谷垣禎一新法相は 3 名の死刑執行を断行した。私たちが法相の地元事務所に要請行動を行って 4 日目のことだった。執行の日 17 時から議員会館で記者会見を行い、法務省前でも抗議行動を行う。大阪では拘置所前で、福岡では天神にてそれぞれ抗議行動が行われた。22 日には死刑廃止を推進する議員連盟が法相の事務所を訪れ強く抗議をした。

以下に掲載するのは 3 月 12 日 18 時から衆議院第 1 議員会館多目的ホールで行った「死刑廃止を求める国際世論を無視した谷垣法相による死刑執行に抗議する院内集会」（主催はフォーラム 90 の他、死刑廃止を推進する議員連盟、アムネスティ・インターナショナル日本、監獄人権センター、「死刑を止めよう」宗教者ネット、死刑に異議あり！キャンペーン）での 3 人の発言と山形学弁護士のアピール文を掲載した。福島瑞穂死刑廃止議連副会長の報告、小林・金川さんと交流のあった創出版の篠田博之さん（死刑廃止チャンネルに一部掲載）、二見伸明元議連事務局長、各主催団体等から挨拶があった。参加者 120 名。

今回の執行の意味するもの

安田好弘

こんばんは、安田です。今回の執行について、私の知っている限りのことをご報告したいと思えます。今回の執行について最初に情報が入ったのは、2 月 21 日の午前 9 時 45 分頃でした。最初は、大阪から情報が入ってきました。弁護士の中道武美さんが、あとで報告をお願いしていますが、中道さんが、大阪拘置所に小林薫さんに会いに行か

れたら、今日は会えないということから、「なにかおかしい」ということで調査が始まったわけです。しかしそれから 15 分後の 10 時頃には、もうすでに 3 名の人がどこで執行されたかが明らかになりました。

執行されたのは、金川真大さん、小林薫さん、加納恵喜さんの三名です。金川さんは、死刑になるために人を殺したということで大きく報道されました。小林さんについても、大きく報道されましたから、ご存知の方も多いと思います。加納恵喜さんについては、あとで弁護人を担当された湯

☆テキサスから死刑が減ったワケ

死刑大国アメリカの中でも最もたくさんの人を処刑したテキサス。死刑を支持した人が知事となり大統領になっていくテキサス。いま、この州から死刑が減っているという。それはなぜなのか？ 現地調査で明らかになった驚愕の事実とは？

日時・4 月 13 日（土）13 時～

会場・日本大学法学部三崎町キャンパス 10 号館 1 階 1011 ホール

発言・杉浦正健元法相、加毛修日弁連死刑廃止検討委員会委員長

報告・小川原優之弁護士

石塚伸一弁護士（予定）

ほか

主催・死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90



山孝弘弁護士に報告していただく予定ですが、一審無期であった人です。金川さんについては、弁護人であった水戸の山形学弁護士から、今日は来れないけれども、ということでメッセージが届いております。その全文を資料に入れてあります。金川さんを弁護していて考えられたことが、記載されています。私は、とても考えさせられました。是非、読んでいただきたいと思います。

実は、湯山さんも山形さんもそうですが、今から約15年前のことですが、弁護士会で初めて死刑について本格的に調査・研究したいということで、東京を中心とする関東1都10県の40人ぐらいの弁護士が集まり、1年以上かけて議論を重ねて、弁護士会も死刑廃止の方向に向かって動くべきだという意見書を関東弁護士連合会の名前で出しました。お二人は、その時のメンバーでした。それ以来、お二人とも死刑事件の弁護に頑張ってもらって、しかも、依頼者が死刑執行されるという苦しくて厳しい状況に直面させられています。私たちは、このような苦しい状況にさせないように、より一層頑張っていかなければならないと思います。中道さんについては、仙台の舟木友比古弁護士と私の3人で、とにかく死刑廃止をやろうじゃないか、ということで1989年にスタートしたのがフォーラム90のもともとの始まりだったわけです。中道さんや湯山さんとは、その後、光市事件など一緒にずっとやって来ています。

問題のある執行

皆さん方も気づいていらっしゃると思うんですが、金川さん、小林さんは一審の判決だけで、控訴審の判決も最高裁の判決も受けることなく、執行されたわけです。法務大臣は、「何ら問題がない」と言っていますが、私は、「死刑は慎重であるべき

2月21日に死刑を執行された方

金川真大さん(29歳)東京拘置所
土浦連続殺傷事件(2008年3月19~23日)
1983年10月13日生まれ
水戸地裁(鈴嶋晋一)死刑(09.12.18)
2009年12月28日 控訴取り下げ確定

小林薫さん(44歳)大阪拘置所
奈良市女児誘拐殺人事件(2004年11月17日)
1968年11月30日生まれ
奈良地裁(奥田哲也)死刑(06.9.26)
2006年10月10日控訴取り下げ
弁護人が07年6月16日控訴取り下げ無効の申立
08年4月棄却

加納恵喜さん(62歳 旧姓武藤)名古屋拘置所
名古屋スナック経営者殺人事件(2002年3月14日)
1950年3月12日生まれ
名古屋地裁(伊藤新一)無期懲役(03.5.15)
名古屋高裁 死刑(小出諄一)死刑(04.2.6)
最高裁(才口千晴)上告棄却(07.3.22)

だ」とする憲法の精神に反し、憲法が保障する三審制に反する違憲・違法な行為であって、許されないことだと思えます。本人が生きること絶望し、あるいは司法に絶望して、控訴や上告をしなかったとしても、司法は、死刑判決の是非について、高裁、最高裁と、3回にわたって審査する義務を負う。逆に言えば、そういう権利が保障されている。そういう慎重さが死刑になければならないという基本的ルールが実現されなければならないと思います。

そして加納さんについては、一審は無期だったわけです。確かにこの方には前科があったわけですが、被害者一人の死亡というのは、今までの量刑基準であれば、死刑判決はおよそなかったケースです。しかし、重罰化の傾向のなかで、控訴審で死刑に変えられてしまいました。ここで一番の問題は、加納さんは二重にも三重にも死刑の危険にさらされたということです。第一審で死刑にさらされたわけですが、「無期懲役」という判決を受けたわけです。しかし検察官がこれを不服として控訴し、またしても死刑の危険にさらされて、死刑にされてしまった。こういうふうに、検察官が死刑を求めて控訴するということが、二重の危険の禁止という憲法が定める原則に反する違憲・違法な行為だと思えます。

大阪拘置所 執行の朝

大阪の小林さんの死刑執行については、小林さんと3つ房が離れている河村啓三さんからフォーラム90のメンバーに手紙が来ています。それを紹介したいと思います。河村さんは、大道寺幸子基金の「死刑囚の表現展」で、手記を表現展に応募して頂いて、それが本として出版されておりますので、お読みになっている方もいらっしゃるかと思います。

「先日、2月21日木曜日、私の居室から三監房となりの小林薫さんが、朝の点呼のあとすぐ(午前7時45分ころ)刑場へ引立てられてゆきました。彼は新聞やテレビで報道されている写真とは別人で、色白で小太りのよい男でした。収容生活も非常に真面目で、ほとんど声も出さないと静かな死刑囚だったので、私はいつも偉いなあと感じていたのです。たぶん心の底から改悛したのだと思います。でね、この日は彼が一番風呂だったのですが入浴もさせてもらえず、処刑台に立ったのです。彼は自分が一番風呂であることを知っていたので入浴の準備をしていたのか、洗面器がキャリーバッグの上に置かれたまま死にゆきました。またこの日はとても寒い朝だったのに、はんてんも着ず刑場へと歩みを進めていったのです。彼の独房には、ハンガーに掛けられたはんてんが寂し

そうにしていました。私は……いつもそうなんです。死刑囚が刑場に引っ立てられてゆくたびに、その残像が脳裏に残り苦しんでいます。何日も何日も残像から抜け出せないのです。小林さんのように、とても元気な人を無理矢理国家の手で殺すのはやはり残酷ですよ」というふうに記載されています。

そのあとですけれども、「そう思いませんか。ちなみにこの日の夜8時ごろ、拘置所前で抗議行動がありました。ハンドマイクに小太鼓を打ち鳴らす音が死刑囚獄舎に聴こえてきた時は、心強く感じるとともにありがたかったです。それにしても、谷垣さんが死刑の執行をこんなに早くするとは、予想外でした。そんなことで私は老け込んだ毎日を過ごしております」というふう書いてあります。この後、河村さんは、さらに詳しい様子を書いた手紙を発信しようとしたのですが、拘置所は、現在、これを発信禁止にしているようです。

大阪拘置所に行かれた方はお分かりになると思うんですけれども、前の道路から死刑囚監房まではそう遠くありません。そこで太鼓を鳴らしたり、あるいはスピーカーで声を上げると中まで聞こえます。東京拘置所も、大きな街宣車で回ると声が聞こえます。中の人に聞くと、そういう声の中に届くこと自体、大変心強いことだ、勇気づけられることだと言われています。「東京拘置所のそばで死刑を考える会」の人たちが、土曜日に東京拘置所の近くでビラ撒きなどの行動をやっていらっしゃいますが、こういう行動が拘置所の壁を越えて、中の人たちの生きる力を支えているのだと思います。私たちもこういう地道な行動をやっていく必要があると思っています。

死刑に積極的に踏み込む安倍内閣

今回の執行ではっきりしたことは、現在の安倍内閣は、前と同じく、死刑については大変積極的な内閣だということです。旧安倍内閣の長勢甚遠法務大臣は、わずか1年の間で10名の人を処刑しました。これは当時では、空前絶後の人数だったわけです。そしてこれがそのあとの鳩山法務大臣の連続する執行をもたらしたと言われています。そういうことがまたもう一度再現されようとしているわけです。特に谷垣現法務大臣は、就任の時に「死刑は必要である」と言い切りました。長勢法務大臣にしろ、あるいは鳩山法務大臣にしろ、かつての死刑執行を濫用した法務大臣でさえ、就任当初は、「死刑については慎重に考えたい」と言っていましたし、特に鳩山法務大臣は、死刑廃止のグループを法務省に招き入れて意見を聞くこともしました。しかし今回の法務大臣は、そういう事さえすることなく、就任するや否や死刑を断行し

たのです。

とりわけ今回の3人の人たちの顔ぶれをみると、いわゆる死刑囚の中の有名な人たちであるわけで、谷垣法務大臣は、こういう人たちを狙ってやったとも思えます。昨今マスメディアで言われているのですが、オウム真理教の死刑囚の人たち、とりわけ麻原彰晃死刑囚に対する執行が差し迫っているとされています。法務省の官僚、この人達は検察官なのですが、彼らは法務大臣に向かって悪魔の囁きをし続けると言われています。「あなたが死刑を執行すれば、政治家としての評価が高まる。ぜひ国民の付託に応え、死刑を執行すべきである。それによって法務に対する信頼を強固にしてもらいたい」という囁きが、何度も何度も法務大臣に対して行われていると言われています。こういう官僚の囁きに加えて、死刑が必要であると確信する法務大臣ですから、状況は最悪というほかありません。極めて危険な状態にあります。彼は、年間4、5回の執行をやろうとしているのではないと言われてますし、今月の末、あるいは来月の始めには、さらにまた執行を行うという話も伝わって来ています。

この厳しい状況の中で

私たちは2月17日、綾部の大本教の本部をお借りして、死刑執行停止を要請する集会を開きました。そしてその足で、福知山の谷垣法務大臣の地元事務所に出かけて、秘書の方とお会いして死刑執行を止めるようにと要請してきました。しかし時期的に見ると、私たちが出かけた日の4日後の執行ですから、もうすでにその段階では死刑執行命令書に署名していた可能性があるわけです。こういうふうな要請行動をものともせずに執行が行われたということです。

こういうふうな厳しい状況のなかで、私たちはどうしていくかということを改めて考える必要があると思います。死刑廃止を即実現することはたいへん困難なわけですから、私たちがまず取り組むべきは、死刑の判決を少しでも少なくしていくことと死刑の執行を少しでも少なくしていくこと、そして死刑についての議論を広げていくことではないかと思うんです。私は、とりわけ議員連盟の人たちに頑張ってもらいたいと思っています。議員連盟は、創設以来20年も経つわけですが、未だに死刑執行停止法案も上程できないほどの厳しい状況にあるわけです。現在では、残念ながらその兆しさえうかがえません。もっぱら内閣府が行っている世論調査の質問項目について議論がなされていると聞いています。しかし、フォーラム90は、かつて、適正と考える質問項目を用意して、総理府が行った調査と同じ規模の世論調査を、総理府

が依頼したのと同じ調査会社に依頼して実施して貰いました。しかし、その結果は、総理府の調査ほどはひどくはありませんでしたが、決して、芳しいものではありませんでした。世の中の人たちの大多数は、死刑を支持しており、死刑廃止は圧倒的少数であるという現実があることを知らされました。これは、質問項目を変えることによって変わるものではありませんでした。

私たちはさらに議員連盟の人たちに求めつづけているのですけれども、死刑執行停止とか廃止という大きなテーマ以前の問題として、少しでも死刑判決や死刑執行を少なくしていくということに視点を向けて欲しい、そのためには、死刑に関するスーパー・デュープロセス、つまり命を扱う以上、有実か無実かだけではなくて、死刑の量刑が適正であったかどうかについても、他の手続を超えた特別の法的保護の手続きが必要であるということ、その特別の手続を定める立法を実現してほしい。

スーパー・デュープロセスという言葉は、造語とも言えるものでして、その内容についてはさらに議論を深める必要があると思いますが、例えば、①捜査段階から必要的に弁護人をつけるべきである、②取調べの全面可視化を被疑者取調べの要件とすべきである、③証拠の全面開示をすべきであ

る、④複数の弁護人を保障すべきである、⑤検察官は事前に死刑を求刑することを明らかにすべきである、⑥全事件について精神鑑定を実施すべきである、⑦死刑には裁判官と裁判員の全員一致が必要である、⑧全ての事件について最高裁まで審理をしなければならないという必要的上訴制度、⑨検察官の上訴の禁止という二重の危険の禁止、⑩確定後においても国選弁護人を保障する、⑪恩赦の権利化、⑫死刑執行の事前の告知を保障、⑬死刑執行直前の精神診断の義務化、⑭死刑確定者の外部交通の全面的確保、等々です。

こういうようなスーパー・デュープロセスのひとつでも法案化して、死刑を慎重にすべきだという人たちの同意を得て、実現していくことが必要だと考え、議員連盟の人たちにお願いしているわけですが。さらに死刑に代わる刑罰、死刑でなくてもいいのではないかと云える刑罰の導入、つまり、終身刑の導入についてもしっかりと議論をして考えてほしいと議員連盟にお願いしています。

こういう厳しい状況のなかですけれども、少しでも死刑執行が遠のき、死刑執行が少なくなり、死刑判決が少なくなるということに向けて、皆さんと真剣に考え、一緒になって頑張っていきたいと思っています。

死刑廃止を求める国際世論を無視した谷垣法相による死刑執行に抗議する院内集会決議

2月21日、谷垣禎一法務大臣は、金川真大さん、小林薫さん、加納恵喜さんの3名に対する死刑執行を行った。この死刑執行は、昨年12月26日の第二次安倍政権発足以来、自公政権として初めてのものであると同時に、谷垣法相就任から2か月足らずのうちになされたものである。

金川さん、小林さんはいずれも控訴を取り下げ、死刑が確定していた。また、加納さんは一審では無期懲役判決であった。とりわけ、小林さんは3度目の再審請求に意欲を見せている矢先での死刑執行となった。

谷垣法相は、12月28日の記者会見で「死刑は極刑ですから、その運用、特に執行ということになると極刑ということにふさわしい慎重な運用ということが必要である」と述べ、死刑執行直後の2月21日の臨時記者会見でも「死刑を執行するに当たっては、もちろんきちんと精査をしなければなりません。そういったことをきちんとした上で、この日になった」とも述べている。

それでは、谷垣法相に問おう。就任2か月足らずでどのように「精査」をしたのか。

谷垣法相は、上訴を取り下げた金川さん、小林さんに裁判を受ける権利が十分に保障されていたと考えているのか。「死刑と無期の間」で一審と二審の判断の分かれた加納さんにまったく社会復帰の可能性はないと考えたのか。

また、谷垣法相は2月21日の会見で記者に問われ「死刑というのは、極めて大きな内政上の問題である」とも語ったという。

市民の人権を所掌する法務省の長として、国民の代表たる国会議員として、法曹資格を有する者として、まったく失格の答弁である。

死刑とは、いうまでもなく生命に関わる権利の問題であり、普遍的な人権にまつわる問題であり、一国の法制度内にとどまらない国際的な関心事項である。

現に、日本も加盟国である国連では、谷垣法相が就任する直前の12月20日に、死刑存置国に対して死刑執行停止を求める決議を111か国の圧倒的賛成多数で採択している。反対した41か国のうち、主だった国は日本のほか、米国、中国、北朝鮮、シリアなどである。谷垣法相の所属する自民党は、これまで中国や北朝鮮やシリアの国内人権状況を問題にしてきたのではなかったか。谷垣法相はこれらの国々の人権状況をも「内政問題」で片づけようというのか。

谷垣法相がそれでも「死刑は内政問

題」という独自の主張に固執するならば、私たちは日本の人権状況の劣悪さと日本政府の対応のお粗末さを、人権意識に満ちた国際社会にさらに訴えていくつもりである。

無論、国内においても、私たちは死刑制度の問題点をさまざまな形で引き続き指摘していく。谷垣法相の耳には、私たちの仲間が2月17日に谷垣法相の地元・福知山の事務所で行った要請の趣旨は届いているはずだ。

私たちはいかなる死刑判決、死刑執行も認められないという立場から、2月21日の死刑執行に強く抗議するとともに、谷垣法相による再びの死刑執行を絶対に許さない。国際社会の動向に真っ向から反するかつての自公政権の大量かつ連続した死刑執行の再現を認めるわけにはいかない。

谷垣法相はじめ日本政府・法務省は、死刑制度に異を唱える国際社会をはじめ多くの人々の声に真摯に耳を傾け、死刑執行を即時に停止するべきである。

改めて谷垣禎一法務大臣による死刑執行に強く抗議する。

2013年3月12日

死刑廃止を求める国際世論を無視した谷垣法相による死刑執行に抗議する院内集会 参加者一同

ですが、キリスト教の関係者の方々でした。教誨師の先生であるとか牧師の先生が面会を続け、そして面会をずっと続けてきた牧師の方の娘さんが、彼の死刑確定の直後に生まれています。その牧師の先生は、その娘さんが生まれたばかりの赤ちゃんの頃から連れてずっと面会に行っていました。面会室の亚克力板の上のところに娘さんが這い上がって、そこでいろいろ加納恵喜さんに話をするというような交流ができていたようです。加納恵喜さん自身、その娘さんのことを、「俺の孫のように思う」ということで、その頃から、死刑が確定した後、養母が亡くなってちょっと混乱しましたが、そのあとから「生きなきゃいけないんじゃないか」と。そういうことを思いはじめてくれたら反省も深まるし、今まで考えてこなかったような苦しみもあったようです。

私自身としてどこまで加納恵喜さんと付き合いえたかはわかりませんが、彼は例えば鳩山元法務大臣に対しては、「死刑で執行された後の俺たちの身体からは臓器移植のためにそれを使え」とか、そういう手紙を送ったりもしております。そのころ私とは、加納恵喜さんが議論が好きだったので、死刑廃止だ存置だ、死刑の代替刑はなんなのか、終身刑だ、とかいう話をしました。私がヨーロッパに行って、そういうのを見てきたよという話をしますと、非常に楽しく聞いてくれました。今度はそれに則って彼なりの意見を出してきたりとか、非常に人間としてのそういう付き合いができるようになっていきました。

その中で私は、恩赦を繰り返すことしかできませんでした。実を言うと、養母の方が生きていたときには、養母の依頼で再審を起そうかと考えたこともありましたが、ご本人が強い拒否を示していたので、それは行いませんでした。そして昨年、二回目の恩赦、恩赦の補充も繰り返したのですが、それが駄目になったあと、ようやく再審をしようということで本人と話をし、その方向性で話をしていたのですが、私がお手続を取ることはできず今年2月21日の執行に至ったという事態です。そのような状況のなかで、とても私は、弁護士として人前で話せるとは思いませんでしたが、一人の人間として付き合い合った加納恵喜さんの話をしました。ここで言いたいのは、私は確か2000年だったかな、日弁連でヨーロッパでの死刑廃止後の終身刑の調査に行ったときに、フランスの元法務大臣のバダンテールさんとお会いすることができました。そのバダンテールさんの言葉で、「死刑廃止に動いた一つの大きな理由は、人は変わり得るものである」ということでした。私自身も、死刑廃止ということを考えるにあたって、それが大きな理由の一つになっています。今回、加納恵

喜さんと9年近く付き合ってきて、どこまで心の交流ができたのか、それは分かりません。さらに弁護士としてスーパー・デュープロセスを考えるならば、どこまでできたのか、自省の下にあります。普段の日々の仕事があるなかで、また東京と名古屋という関係がある中で、とても「できた」なんてことは言えない状況です。ただ、彼を見ていて、変わったのではないかと思います。

3月9日に名古屋で葬送式というお葬式が開かれまして、私も招いて頂きましたので、教会でのお葬式に行ってきました。20数名の方が参加していました。そこでの話をいろいろ聞いたことによっても、彼は罪を犯したあと、死刑の判決を受けたあとかもしれませんが、ものすごく多くの方との交流できたのではないかと思います。牧師さんの娘さんも、ものすごく懐いていて、名古屋の拘置所では顔パスで本人に会える状況になっていたようです。人と出会うことができれば変わることができるのではないかと、やはり、それは強く思いました。救うことができなかったことは自分なりに心の中で苦しみましたけれども、彼としてはもっと生きていればどこかで仏になれたのではないかと思います。

もう一つ報告したいことは、教誨師の先生は彼が洗礼を受けた宗教宗派の牧師さんです。その牧師さんは死刑執行の日、海外にいました。牧師さんに朝9時頃、執行しましたという報告が来たらしく、なぜなんだと怒ってみてももう遅く。且つ、さらに教誨師の先生ではないのですが、先ほど紹介した、自分の孫だと言っていた娘さんの父親である牧師の先生は、とにかく教誨師ではないにしても最期に立ち会わせてくれと。拘置所に、もし万が一そういうことがあったら立ち会わせてくれと何度も申し入れていたそうです。その牧師の先生は、葬送式でお会いしたとき、宗教者として思っただけじゃないかもしれないけれども、怒りを感じているということをおっしゃっておられました。加納恵喜さんを変えた力としては、人の愛もそうですけれども宗教の力もあったと思います。そんな彼にとって、最後に話ができなかった教誨師の方は全く違う宗教の方だったという話でした。以上、本当に一人の人間として加納恵喜さん、旧姓武藤恵喜さんの人生ということで、今日報告させていただきました。

のか簡単に述べます。小林さんは生まれつき弱視で、そのためいろんな仲間からいじめられていました。しかし家庭では、そのことを言ってもお父さんは全く理解をせず、家庭内暴力にさらされてきました。しかもそれは素手ではなくてゴルフバッグであるとか、そういう凶器でもって殴られていました。小学校4年生のときに、小林さんは可愛がっていただいたお母さんを亡くします。小林さんはその時から母親に代わって弟たちの面倒をみるという家庭の仕事を全部するようになりました。しかし、それでもお父さんは暴力を振るってきたわけです。こうした絶望的な環境が小林さんの人格形成に深く影響し、自己に対する否定的な感情や社会に対する憎悪を惹起させたというふうに鑑定書は述べています。

小林さんの言動は、こうした育った環境を理解しないと、その真意は測れないのですが、マスコミはこのことを一切無視して大々的に騒ぎ立てたのがこの事件です。このように小林さんは控訴取下げで判決が確定しました。私が彼の代理人になったのは確定後以降です。その時から小林さんの生きる意味を見出す歩み、生きることが始まりました。2007年6月18日。小林さんは控訴の取下げは無効であるから、大阪高裁で公判期日を指定してくださいという申し立てをしました。私が代理人をしました。マスコミが真実を報道せず、小林さんの言葉を悪い方へ悪い方へ捻じ曲げて伝えたことや、弁護士からの適切な助言がなかったことから、完全な意思判断ではなかったということがその理由です。自ら控訴を取り下げた小林さんがこのような申し立てをしたのは、心の奥底にある真意をやはり社会に理解してほしい、そして生き直したいという欲望が生まれてきたからです。この裁判の中で小林さんは大阪拘置所で行われた証言で、「被害者に死んでお詫びをしようという気持ちから死刑を望んでいました。ご両親に対して面と向かって会うことができるのであれば、ちゃんと謝罪をしたいというふうに思っています」と述べています。これが彼の本心です。しかしそれがなぜ奈良地裁の法廷で述べられなかったのかということについて、彼は次のように述べています。

「しかし、マスコミに死刑回避のための言い逃れ

的な謝罪、心からの謝罪ではない、命乞いのために反省をしていないのに謝罪していると書かれたから法廷では述べられなかった」。このように彼は言っています。しかしこの控訴取下無効の裁判は結局、2008年の最高裁判決で敗訴が確定しました。その中で小林さんは再び生きようという気力を燃やしはじめました。控訴を自ら取り下げながら、その後、生きようという努力を彼はし始めたんです。その中で、彼は生きることを意味を、自分でずいぶん深めていかれました。自己省察を深めて被害者に対する謝罪の気持ちを育てていかれたのです。教誨師を通じての心からの謝罪がそれにあたります。その過程で小林さんは、彼は本当に努力家で勉強家でしたから、北方謙三さんという小説家ご存知だと思いますが、彼の小説は全部読まれました。しかも文章も思考も、時の経過とともに深くなっていきます。今日、パンフのなかで43歳の時と39歳の時の彼の文章が書いてありますが、これだけ論理的に深く考えられる方でした。また余談ですけれども、小林さんは『週刊新潮』の記事に対して、これが「名誉毀損である」と全くたった一人で名誉毀損の損害賠償に取り組み、法廷で闘い、勝訴判決を得ました。小林さんの文章はとも論理的で素直です。

控訴取下無効が負けた段階で、2008年12月18日に第一次再審を、10年の10月8日に第二次再審を申し立てました。小林さんは生きて生きて、事件の真相と自分の真意を伝えるために生きる意味を見出そうとして、再審申立をされたんです。被害児童の頭を押さえつけて溺死させた殺人ではなくて、彼の主張によれば、ハルシオンという睡眠導入剤を飲ませたところ、女の子が寝て、死んでしまったという、つまり自分は殺していないというのが再審の理由でした。しかしこの第二次再審申立も11年6月2日に最高裁で負けます。それで11年9月28日に小林さんは第二次の恩赦申立をしました。生きたい、本当のことを知ってほしいという彼の生きる意味の見出しです。

その結果、今年2月7日です。恩赦の結果が彼にもたらされました。「恩赦不相当」というものでした。この段階で、私はもう一度再審をやろう、第三次再審をやろうということで彼にお伝えしたん

死刑日録

1月29日 最高裁第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は渡辺純一さん、清水大志さんの上告棄却、死刑確定へ。渡辺純一さんは1審千葉地

裁では無期懲役（09.3.1）、高裁から死刑判決
2月14日 岡山地裁（森岡孝介裁判長）は住田紘一さんに死刑判決
2月21日 谷垣禎一法務大臣は金川真大さん（東京）、小林薫さん（大阪）、加納恵喜さん（名古屋）の3

人の死刑を執行

2月28日 最高裁第一小法廷（桜井龍子裁判長）は伊藤玲雄さんの上告棄却、死刑確定へ
3月14日 福島地裁郡山支部（有賀貞博裁判長）は高橋明彦さんに死刑判決

死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

金を与えているのと同じであるとさえ言えるかもしれません。われわれは、刑罰が苦痛でないという人間を想定せずに刑法を作り、真実死刑を望む者などありえないという思い込みを持っています。しかし、現実には、死刑が苦痛でない人もいます。彼のように死刑を望む人もいます。

このような現実を見ますと、死刑はもちろんのこと、犯罪を犯した人間に苦痛を与えるという刑法的発想が本当に全ての犯罪者に対して当てはまるのか、慎重に見直す必要を感じます。たしかに、大多数の犯罪者にとって刑罰は嫌なものであり、苦痛だと思いますが、一部の犯罪者にとって死刑や刑罰がご褒美になる場合があります。本件はまさにそのようなケースでした。本件のようなケースがあるという現実を見て見ないふりをするべきではないと思います。

そのような意味でも、金川君の心理状態、精神状態、生活状態等については、もっともっと掘り下げて、精神医学、心理学、社会学等の多方面から専門的に研究する必要性がありました。にもかかわらず、早々と（おそらく本人から法務大臣に対し強い要望があったはずですが）、彼の死刑を執行したことは、国家が彼に完敗したことを意味します。彼の投げかけた問題に対して、国家は、回答用紙を白紙のまま提出したに等しいです。

2 刑罰として死刑の思想の不当性

彼のやった犯罪が許されないことは重々承知しています。彼のやった犯罪は凶悪であり、被害者やその遺族の心境を思うと本当に心が苦しくなります。私はこの事件の弁護の際、この気持ちを忘れたことはありません。どうか被害者やその家族の心が少しでも楽になりますように、という気持ちを忘れずに弁護活動をしてきたつもりです。

しかし、それにしても、国家が人間を殺害するという死刑制度については、本当にそれでいいのか、それは本当に被害者、遺族、一般市民にとっていいことなのか、真剣に考える必要があるように思います。死刑という刑罰があるおかげで、本当に大事なことから目をそらし、結局、このような犯罪が起こる原因も対策も放置されたままになっている、と捉えてなりません。

つまり、「どうにもならない凶悪犯人は殺してしまえば二度と再犯しない、そうすれば国家が再犯対策を講じる必要もないし、ましてや、そのような犯罪が行われなように一般予防的対策を講じなくてもいい。しかも、犯人が死んでしまえば憎しみの対象がなくなるから、被害者や一般市民も納得せざるを得ない」という論理です。

そもそも、死刑によって犯罪を抑止できるということ自体幻想なのじゃないかと思えてなりません。

人。少なくとも彼の場合、死刑制度があるからこそ、この恩恵にあずかるために無差別殺人を計画し実行したのです。つまり、本件は、死刑制度があったからこそ発生した犯罪であり、死刑制度に促された犯罪です。彼は、死刑にしてもらえないなら、やる理由がないから、絶対に人を殺したりしないと何度も明言していました。逆に、もし自分を死刑にしないなら、死刑にされるまで何度でも人を殺し続けると明言していました。

今のところ、彼のような犯罪者はそれほど多く出現していませんが、死にたいけれど自殺は怖いという、彼と同じような心理に陥った者が、死刑によって安全に殺されるために凶悪犯罪に走るという可能性は、決して少なくないと感じます。

3 私見

犯罪を発生させなくするために、犯罪に対して刑罰を科すという手法は、①刑罰を苦痛と感じ、かつ、②自力で苦痛を回避する選択ができる、というタイプの人間にとっては有効かもしれません。しかし、①のように感じない人も存在しますし、もっと重要なことは、現実社会の中にいる人間は、②のように、自力で適切に苦痛を回避できる人ばかりでないということです。わかっているのにやってしまうということは、犯罪を犯していない人にも共通する人間の弱さです。ほとんどの犯罪者も、やっていけないと分かっているながら、やってしまっているのではないかと推察します。やってしまった後、後悔しているのがほとんどの犯罪者だと思います。そうだとすれば、刑罰は犯罪を抑止し切れないということであり、国家は本気になって犯罪を予防する方法を考えなくてはなりません。刑罰とか、死刑という制度が、人間の意識や無意識層に、どのようなメッセージを発しているか、思い込みを捨てて本気で調査すべき時期に来ているように思います。

もし、この国に刑罰制度がなく、刑罰を科すことが禁止されていたとしたらどうでしょう。何があっても人を処罰することができません。刑罰で脅して人をコントロールすることができません。そうなる、おそらく国家は、本気になって、犯罪が発生しないような教育、社会保障等の諸制度を考えることでしょうし、犯罪が発生する精神的・心理的・社会的メカニズムを真剣に解明することでしょう。もし犯罪が発生していない集団があれば、そのような集団の考え方、生活習慣、その他の社会学的研究なども真剣に行うことでしょう。刑罰という犯罪対策の代替品があるおかげで、われわれは、本物の犯罪対策を怠っているのではないかと思えてなりません。

以上、取り急ぎ用件のみにて失礼致します。草々

「谷垣新法相、死刑執行しないで！」要請行動と、4日後の死刑執行

死刑廃止を求める京都にんじんの会 大道寺ちはる

2012年12月の安倍内閣発足時に谷垣法相の名前は早くから浮上し、政権交代後初の死刑執行を断行するのではないかという情報が飛び交った。これまで新しい法相が就任するたびに地元での死刑執行停止の要請行動が取り組まれてきたので、いよいよ京都に順番が回ってきたかと覚悟して死刑廃止フォーラム90の年始



の会議に参加したところ、予想どおり京都で準備するようにと仰せつかった。ちょうど2月16日(土)に京都弁護士会主催の『死刑弁護人』上映と安田好弘弁護士の講演が予定されていたので、翌日の17日に実施するのが適当だということになった。

谷垣法相の地元事務所は福知山市にあり、集会に使える施設をWebで探してみたが、土地勘もなく場所を決められそうになかったため、昨年からは京都で行われている「死刑を止めよう」宗教者ネ

ットワークの会議に諮って見たところ、宗教法人大本の聖地が福知山市に隣接する綾部市にあり(谷垣法相の選挙区でもある)、福知山市の谷垣事務所とも連絡が取れるということで、集会と要請行動の段取りのほとんどを宗教法人大本の木村且哉さんに引き受

けていただくことができた。また、昨年からの活動を始められた「京都から死刑制度廃止をめざす弁護士の会」にも要請行動の主催者に連なってくださるようお願いし、快諾を得ることができた。そして、各地で死刑廃止をめざしている様々なグループにも賛同をお願いした。

当初の予定どおり、2月17日(日)午前10時から、綾部市の大本みろく殿で集会を行った。最初に、大本による「死刑執行停止祈願祭及び殺人被害者・死刑執行者慰霊祭」が執り行われ、私たち

もとても広く立派な神殿での厳かな儀式に参列させていただいた。大本本部代表による挨拶のあと、安田弁護士から谷垣法相の就任後の記者会見や報道関係者の情報からも死刑執行が強行される可能性が高いという報告などを受けた。要請行動を主催した死刑廃止フォーラム90、アムネスティ・インターナショナル日本、京都から死刑制度廃止をめざす弁護士の会、「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク、死刑廃止を求める京都にんじんの会がそれぞれ発言し、最後に死刑執行停止を求める要請文を決議した。



大本みろく殿からマイクロバスで福知山市に移動し、代表の5名が谷垣法相の地元事務所にて要請に伺う間、駅前ではハンドマイクで説明しながらビラまきを行った。駅前でも人は少なく用意したビラは配りきれなかったが、谷垣法相の事務所では、しっかり話を聞いてもらうことができたという。発車時間が迫っていたため、お世話になった大本の方々へのお礼もそこそこに、特急に飛び乗って京都に戻ったというしだいである。

大本みろく殿での集会には、死刑廃止を大きく掲げる大本の信者の方々も参加して下さった。何よりも会場を提供して下さり、駅から会場、綾部市から福知山市への移動のためにマイクロバスを出して下さり、谷垣法相の事務所への要請行動の段取りをして下さり、ビラや要請文の印刷、立て看板やハンドマイクなどの備品のほか、種々雑多な準備を担って下さった木村さんはじめ、大本本部の皆さまに心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。また、東京や神奈川、大阪や奈良から行動に参加してくれたフォーラム賛同人の方々にも感謝しています。



しかし、その4日後の21日、谷垣法相は3名の死刑を執行した。このスケジュールは、いつ決まったのだろう。死刑執行停止の要請行動が準備されているのを知って慌てて強行したのではないかと、何ともやりきれない思いがした。21日朝の国会中継での谷垣法相は、いつもと違いとても殺気立った顔をしていたらしい。

執行された3名の中に土浦連続殺傷事件の金川真大さんの名前があったことに、私は違和感を持った。3名の中では死刑確定から最も短い期間で

の執行であり、年齢も若い。その10日ほど前に、グアムで起きた事件と共通点が多い。20歳代前半での犯行、無差別的な事件、そして複数の方が亡くなった。グアムの事件が報道されてすぐのワイドショーで、「これだけ亡くなくても終身刑です」と言っていた。法務省は、同じような事件でも日本では死刑だがグアムでは終身刑だということが話題に上るのを避けるため、慌てて死刑執行したのではないかという疑念が消えないのだ。



福知山の谷垣事務所にて。安田弁護士の向かい右端の一人が要請文を受け取る秘書

第2回死刑映画週間を終えて

太田昌国

昨年初めて「死刑映画週間」の開催を試みたが、それに手応えを感じた私たちは、去る2月2日から8日までの7日間、昨年と同じ東京渋谷・ユーススペースで、第2回目を開催した。存在する死刑制度の実際に即して考え、問題提起を行ない、討論を深めることは、もちろん大事だ。同時に、ひとに備わっている想像力を駆使した映画・文学などの芸術表現は、ひとの心に意外なまでの作用を及ぼすことがあるから、その力を借りて、問題の領域を広げたり深めたりすることができる。昨年は、犯罪と死刑をテーマにした10本の映画を上映してみて、この思いをさらに深めることができた。だから、第2回目を開催することは当然の選択だった。

「死刑映画」と一口にいても、上映可能な作品が次から次へと湧き出てくるわけではない。10本前後の作品を上映するとなると、借出し料金も相当な額に上る。加えて、古い作品の場合、配給会社が消えていることもあるし、もはや上映権が切れている場合も多い。新作でも、制作側はロードショーを終えてしまうとDVDソフトの販売に力を入れるから、劇場でのスクリーン上映にはあまり拘らないケースが昨今では出てきているようだ。昨年来、この映画をぜひ、という推薦をくださった方もいる。「この作品をこそ」と多くの人が思う作品で、昨年と今年のリストに上がっていない作品があれば、そんなケースに該当するだろう。したがって、「犯罪」は扱われているが「死刑」そのものが必ずしも主題とはいえない作品も（もちろん、それが「犯罪映画」として、また「時代と人間」の描き方としてすぐれた作品であることを前提として）上映リストに入れることになる。今年の場合、ルイ・マルの『死刑台のエレベーター』がそれである。

今年は、9本の作品を27回上映した（『ヘヴンズストーリー』が長尺なので、2回枠を使った）。観客総数は1308人だった。昨年より数十人少なかった。当日券の観客が6割を占めて、前売り券を持った人より多いのは昨年と同じ傾向だった。私たちがふだんは接していない人がけっこう多く来場していることの証左だろう。

総じていえば、『少年死刑囚』や『真昼の暗黒』のように、観る機会が少ない、古い日本映画への関心が深いことがうかがわれた。実際にあったことを素材にしている作品の場合は、それを通して、自分が知らない過去の出来事、時代背景、警察・検察・裁判所のあり方、人びとの暮らしの様子、さらには名のみ知る過去の名優たち（その多くは、いわゆるバイプレイヤーである）の姿などを知るといった魅力

がある。『略称・連続射殺魔』は、永山則夫が生まれ育ち生活した場所や、彼が見たであろう風景をひたすら写し撮るだけで、登場人物も物語もあるわけではない。こんな喩えは監督の足立正生氏には申し訳ないが、私には、グーグルの「ストリート・ビュー」の先駆けのように思える瞬間があった。ともかく、そこにはまぎれもなく「1969年」の日本各地の風景があって、知る者には懐かしく、知らない者には新鮮だ。戸惑いを感じた人もいたようだが、制作当時「風景論」なる熱心な論議を巻き起こしたこの作品から、ある出来事（犯罪）の背後に広がる「風景」を知ることが、どれほど大事なことを実感できた人が多かったという印象を受けた。

『ヘヴンズストーリー』は、本来なら、この作品だけを論じる機会を得たいほどの長編力作で、4時間38分のあいだ立ちっぱなしの人が10人以上も出るほどの盛況だった（椅子席は92席）。実際に起きた事件をモデルにして描かれてはいるが、それに土俗性も重層的な物語性も注ぎ込まれているので、豊かな膨らみを持つ作品となった。犯罪と被害、被害者遺族が辿らなければならない後半生の生き方、報復、暴力の「連鎖」——などの諸問題をめぐって深いところで考えるよう、観客を誘う作品だった。テレビ・新聞の事件報道では、複数の視線が絡み合うことなく〈単一の〉同調主義的な視点が作り出されてしまうが、この映画は違った。その違いが際立っていてもいた。その意味でも「罪と罰と赦し」という今年の副題にもっともよく見合った内容だった。

観客数という意味で苦戦したのは、韓国の『ハーモニー』と中国の『再生の朝に』だった。収支はトントンにしたいし、上映する以上はできるだけ多くの人に観てもらいたいから、「数」はこだわりの対象である。なぜだったのか、作品論（これが大事だ、ということ私たちは自覚している）を含めて、今後の私たちの検討課題としたい。韓国は、死刑が連発された軍事政権時代とうって変って、この15年間死刑が執行されず、実質的な死刑廃止国となっている。中国は、日本・北朝鮮と並び、国内統治の重要な手段として死刑制度を利用し続けている東アジアの一国である。どちらの国の経験も、いまだに死刑制度を廃絶できていない日本の私たちに示唆を与えよう。東アジアには、なぜか、世界的には20数年前に消滅したはずの「東西冷戦構造」が継続しており、国内矛盾を隠蔽しながら対外的に強硬路線を取る支配層が存在する。ここに生きる私たちは、他のどこよりもまず日本社会のあり方の問題として、このことを分析しなければならない。自らを省み

ることのない排外的なナショナリズムの煽動において、国内の厳格な刑罰制度としての「死刑」はどんな役割を果たしているのか。両者の間には関係があるのか、無関係なのか。死刑制度廃止が加盟条件になっている EU 諸国の場合には、あり得ない課題の設定である。「死刑映画週間」もまた、この社会に強まる「見ず知らずして、隣国に対する理由なき嫌悪感」が現われる一例にならないこと——そのことを私たちは心がけたい。

今年は来場者にアンケートへの記入をお願いした。予想以上に多くの方が寄せてくれた。希望上映作品も、幾人かの方が挙げてくれた。前述のような理由で、すべての希望を叶えることはできないが、今後も示唆と助言はいただきたい。上映期間の延長を希望される方もいるが、現状の私たちの力量では一週間がギリギリの限度である。資金面とスタッフの仕事量の双方の意味から考えて。さらに作品の内容に関して、また死刑制度に関して、ご自分の見解を披歴するいくつもの意見をいただいた。糧とした。

さて、スタッフは、来春の第3回の実現に向けて準備に入っている。今回来場された方が下さった DVD で候補作品を観たり、各劇場を回ってほしい作品を観たりしている。どんなプログラムができるかはまったくの未知数だが、どうか、今後とも批判的なご支援をいただきたい。

◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

ゲスト9人のトークから

まとめ・可知亮

死刑映画週間7日間の上映後には、毎日必ずトークゲストをお願いしました。今回は9人の方にご登場いただきました。上映した映画について、死刑制度について、ゲストの方々が自由に発言しました。そのトークの映像は、死刑廃止チャンネルの「特設ページ・第2回死刑映画週間」でご覧いただけます。

<http://www.forum90.net/>

次に紹介するのは、今回のトークゲストの方が話された内容のほんの触りです。

ヤンヨンヒさん『ハーモニー』

ヤンさんは、ご自身の監督作品『かぞくのくに』が多くの映画祭で受賞しており、上映や授賞式等がいそがしい中、今回のトークに参加してくれました。最初に『ハーモニー』についての話から、「ひとりひとりのキャラクターがたっていることか、韓国の女子刑務所の中の様子や出産して何ヶ月かは育てられるとか、ということは知らなかったので面白く見ました。日本では、死刑とか裁判とかという言葉を知ると、どうしてもテレビのワイドショーを思い出しちゃいます。魔女狩りのように、犯罪者を取

り上げ、死刑しかないではないでしょうか、というようなことをコメンテーターに言わせて終わりにしてしまう。私は死刑については次のように考えています。死刑になる人は殺人罪などで人を殺したから罰を受けるわけで、その罰がその人を殺してしまう。人を殺すはいけないと言っておいて、その手で人を殺してしまうのはまずいのではないかと」その後は、北朝鮮での経験等についても話されました。

瀬々敬久さん『ヘヴンズストーリー』

瀬々さんは、本作品を創ろうとしたきっかけから話し始めました。「この映画は、光市母子殺人事件をモチーフにしています。加害者をこの手で殺してやりたいと言った、本村さんの発言でショックを受けました。その後、最終的な判決が出るまで10年かかりましたが、彼は私から見ると成長とっていいと思いますが、変わっていききました。それではこの10年は、私たちにとって一体どういうものだったのかということを考えたいな、と思ったのが動機でした」瀬々さんは、森達也さんの『死刑』という本から影響を受けていると話されました。森さんはこの事件の加害者少年に面会しています。「私たちが作った映画は、当事者たちが、人と人が、どのように向き合えることができるかを突きつめようとして創りました。死刑という制度は国家というものではなく、私たちは当事者同士がどのように最終的に向き合えるのかを描きたかったのです」

丸川哲史さん『再生の朝に』

丸山さんは、中国における死刑の問題は、中国社会や思想的な背景を知ることによらなければ、きちんとした理解はできないと話された。この映画の持つ思想的な背景についても時間を割いて話されました。「死刑というのは国家が行うということが前提となっています。中国では法律的に死刑が明文化されたのは、1978年の改革開放以降のことです。それまでは、例えば文化大革命の時などは、革命委員会の名における処刑というようなことでした。日本の場合は大逆事件以降に近代的な死刑というものが確立したと考えます。それも密室の中の死刑というのが確立されていきます。この映画でも描かれていますが、中国の地方ではいまだに河原など公開の場で処刑されているところもあります。もちろん中国でも密室による処刑はあり、それは国民党時代に始まっています」

川村湊さん『少年死刑囚』

川村さんは『少年死刑囚』（インパクト出版会版）の池田浩士さんの解説を援用しながら、この映画と原作の違いについて、その時代背景について話された後、「この小説は、現実の事件をモデルに中山義秀が書いたものです。1947年の12月に鹿児島で起きたいわゆる鹿児島雑貨商殺害事件を主な素材にして書いたのであろうと考えます。17歳の少年が41

歳の主人と5歳の長女を斧でメッタ打ちにして殺害、妻にも瀕死の重傷を負わせ、当時のお金で数千円を奪い、その後証拠隠滅のために放火した事件です。その後逮捕された少年は、翌年に福岡高裁で死刑判決が出たのですが、その後の少年法改正により無期懲役となりました。川村さんはこれに続けて、いまだにこの少年が熊本刑務所で服役していること、50年をはるかに超える懲役刑はどうしてだろうか、といったことを話されました。

足立正生さん『略称・連続射殺魔』

大島渚さん、若松孝二さんが逝ってしまい、この時代を生きた人が次々と亡くなっていくことに言及された後、足立さんは次のように続けました。「『略称・連続射殺魔』は、こんなのは映画じゃないから創るべきではなかったとか、映画以前のフィルムだけど面白かったとか、いろいろ言われました。当時金の卵と言われて上京した永山則夫たちが、一括りにされるのが嫌だった。そういう映画にはしたくなかった。この映画は当時の人たちが、どういう思いで、どういう具合に人に接し、食うために働いていたか、という雰囲気が捕まえていただけたら、いいと思います。ただしその後には裁判が進み、死刑判決が下され、処刑され、永山モデルというその後の死刑判決の一定の基準にされてしまった。権力側では決してくりきれない、彼らが忌み嫌う永山則夫のケースを死刑の基準にしてしまう、こういうデタラメさを私は告発したい」

桜井昌司さん『真昼の暗黒』

この映画のモデルになった『八海事件』と桜井さん自身の『布川事件』を対比させながら、その他の冤罪事件である『東電OL殺人事件』『袴田事件』『名張毒ぶどう酒事件』などに触れて、警察の過誤について、検察や裁判所などの司法制度への憤りを話されました。続けて死刑制度について「日本の命に対する過酷さ、生きる力の弱さや力のなさがまるで個人の責任のようにする社会って何なんだろうと。生

活保護を削るなどと言っています、生活保護にいい縁のない人たちが。私は、死刑は冤罪があるから反対してるんじゃないんです。国家として社会として、たとえ犯罪を起こした人達でも、命を守るんだという哲学がなかったら、命に優しい日本にならないと思います。死刑制度大反対。日本は命に対して過酷な国です。いじめなんかもそこに関わってくると考えています」。そして最後に、亡くなられたお母様への思い、ご家族への思いを万感込めて話されました。

安田好弘さん、山本太郎さん、斉藤潤一さん『死刑弁護人』

『死刑弁護人』が制作されるまでの過程の話、死刑制度をめぐる問題点、安田さんの抱えている死刑事件、自民党政権に変わって死刑執行がどうなっていくのか、その自民党に立ち向かって立候補した山本さんのお話、原発等々、お三方の関わっている事柄について縦横無尽に時間のある限りお話をされました。その発言の一端です。

安田さん「自民党政権に変わった今の状況は、大変厳しい。元総裁が法務大臣をするということが安倍内閣で最初に決まっていた。死刑が政治に利用されていくような状況が生まれるのではないかと危惧しています。それは日本の全体の人権状況が悪くなっていくことにもなるからです」

山本さん「このナレーションを受けたのは、東海テレビのこのチームは定評がある素晴らしいチームであることを知っていたからです。それで素材を見せてもらった時、あの最初の場面、電車の中でパソコンを打っている安田さんの表情を見て、これは本物だと心を鷲掴みにされました」

斉藤さん「名張毒ぶどう酒事件を扱った『約束』という映画の公開が始まります。仲代達也さん、樹木希林さん、そして山本太郎さんが出演しています。自分の作品なので言いにくいですが、いい作品だと思います。次回この劇場で公開です。ぜひご覧下さい」

ご感想やご意見（アンケートより）

- ・自分の死刑制度へに対する無知を認識することができました。またそれに立ち向かう弁護士の方々の思いを少しでも知ることができ、本当に見てよかったと思いました。(20代女性)
- ・「死刑弁護人」を観て、考えないままに居続けている自分を感じました。制作された方、安田さんに人間の持っている強い力を感じました。(30代女性)
- ・被害者（遺族）の視点が全く抜け落ちていて、一方は犯罪の抑止という面も考慮しないといけない。冤罪云々は制度の運用を考えていけばいいこと。(60代男性)
- ・ドキュメンタリー、フィクションを問わず見る機会を作って頂きたいで

- す。死刑制度に限りませんが、赦し、寛容さ、というものを人間は追い続けなければいけないのだと思います。(30代男性)
- ・色々考えさせられました。(70代女性)
- ・これだけの作品を一挙公開いただけるのは、とても貴重な体験です。又ゲストトークを設けていただけなのは大変ありがたく「知りたい」思いをさらに深めていただきました。是非、引きつづきこのような機会を企画いただければと思います。(40代女性)
- ・死刑制度についてはもちろん知っていますが、同時に犯罪被害者の方々に視点をあてた映画もあったら特集していただきたい。犯罪被害者の方もあらゆるいらぬ被害にあっておられるようだし。たとえばマスコミと

- か……。 (40代女性)
- ・テーマはずす時もあるようでしたが、おむね興味深く有意義でした。(50代男性)
- ・来年も是非上映してください。そして死刑必要派の人の一人でも多く参加することを望みます。(60代男性)
- ・情報不足です。私は教会暮らしをしています(キリスト教)。選ばれた映画で見たいものが多くありました。友人も誘ってきたかったです。(70代女性)
- ・連続射殺魔あまり面白くなかった。言葉が不足している。ハーモニーは感動的、深く感動させられた。(70代女性)
- ・極悪人を防止するためにも死刑は必要だ(本当に正当に裁いて決定すべき点を重要としますが)。(60代女性)

鞆の津ミュージアムで死刑囚の絵画展

広島県福山市の鞆の津ミュージアムで、死刑廃止のための大道寺幸子基金にこれまで応募された絵画作品300点以上が公開されることになりました。

これまでで最大規模の展示会であり、一般の美術愛好家等に鑑賞してもらえるので、また違った動きが出るのではないかと期待しております。

次ページにチラシの表面を転載します。

今年も第9回目の公募を行っていますので、死刑判決を受けた方の応募をお待ちしております。

以下、鞆の津ミュージアムの呼びかけ文を転載します。(幸子基金運営会)

これまで鞆の津ミュージアムでは、既存の美術の外側で表現を続ける人々やその物事にスポットを当て、展覧会を通じてご紹介してきました。

開館一周年を迎えるにあたって、本展で取り上げるのは、死刑確定者による表現です。日本には現在130余名の死刑確定者がいますが、その中には数十年も獄中で「その朝」が来るのを待っている人もいれば、死刑確定から数年のうちに執行されてしまう人もいます。その朝は誰にも告げられることなく、ある朝突然、刑務官から執行の告知がなされ、およそ1時間後に刑が執行されます。

その朝の到来を常に予測して心引き裂かれ、1日毎

に寸断される見通しのない時間の中で、彼らは、過去の自分を見つめ直して内省を深め、あるいは、様々な表現に取り組みながら、社会と全く隔絶された独房の中で日々過ごしています。規則と監視の中、極限の状態に置かれている日本の死刑確定者たちがつくりだす、死刑執行の不安や恐怖、孤独感の中で生まれる絵画。限られた画材を駆使して生み出す彼らの極限の芸術作品は、アートやアーティストという意識をはるかに通り越して、純粋な思いとして描かれています。

本展は、死刑制度の是非について言及するものではなく、美術という文脈で見たときに私たちに「人は、なぜ表現するのか」という大いなる疑問を付きつけられる作品群の展示です。

これまで大きな注目を集めることもなかった彼らの表現を、この貴重な機会に、ぜひご覧ください。

極限芸術 - 死刑囚の表現

2013年4月20日[土] - 6月23日[日]

【開館時間】午前10時~午後5時

【休館日】月曜日(祝祭日は開館し翌日休館)

【観覧料金】一般500円

※小学生以下・障がいのある方 無料

【主催】鞆の津ミュージアム

【協力】死刑廃止のための大道寺幸子基金

死刑廃止のための大道寺幸子基金から死刑判決を受けたみなさんへ 死刑廃止のための大道寺幸子基金運営会

2004年5月12日に死刑廃止を訴え続けた大道寺幸子さんが亡くなり、その遺産を元に「死刑廃止のための大道寺幸子基金」が発足しました。基金は2005年から10年間、確定死刑囚の再審請求への補助金、死刑囚の表現展の開催と優秀作品の表彰のために使われます。

そして第1回8名、第2回6名、第3回5名、第4回6名、第5回6名、第6回6名、第7回2名の方に再審支援金をお渡ししました(一部代理人決定まで保留になっている方があります)。そして昨年第8回には5名の方にお渡ししました。

また死刑囚の表現展には第1回は文芸作品9人、絵画・イラストが9人の方から、第2回は文芸作品7人、絵画・イラストが8人の方から、第3回は文芸作品6人、絵画・イラストが10人の方から、第4回は文芸作品8人、絵画・イラストが9人の方から、第5回は文芸作品10人、絵画作品11人の方から、第6回は文芸作品11人、絵画作品16人の方から、第7回は文芸作品12人、絵画作品14人の方から応募があり、第8回は文芸作品14人、絵画作品15人の方から応募があり、それぞれ優秀作品を顕彰し、絵画作品は集會会場で展示しました。

私たちは、今後2年間にわたって毎年6名の確定死刑囚の方への再審支援金をお渡しします。また今年に続いてあと2回、死刑囚の表現展を実施し、世界死刑廃止デーの10月10日前後に、寄せられた小説、自伝、エッセイ、評論、詩歌、脚本、絵画、まんが、その他、あらゆる分野の未発表でオリジナルな表現作品を展示し、優秀作品の顕彰と選考委員による選考経過の発表、シンポジウムなどを行う予定です。

ぜひ補助金の要請、作品の応募をしていただけますようお願い申し上げます。

1. 再審請求への補助金

募集要項

- (1) 補助金は、下記住所まで、本人または関係者の方がお申し込み下さい。
- (2) 申し込みは毎年7月末とします。
- (3) なお補助金は弁護士もしくは弁護人になろうとする人(恩赦代理人を含む)にお渡しします。
- (4) 補助金は、確定死刑囚1人に対して、1回限りとさせていただきます。
- (5) 優先順位は、緊急性・必要性を考慮し当方で考えさせていただきます。
- (6) 今回選定されなかった人も、次回に再応募できます。
- (7) 告知は速やかに申請者に行います。

2. 死刑囚(未決を含む)表現展と優秀作品の表彰

募集要項

- (1) 死刑囚(確定囚、未決囚を問わない)による作品を公募します。
- (2) 公募する作品は、小説、自伝、エッセイ、評論、詩歌、脚本、絵画、まんが、その他、あらゆる分野の未発表でオリジナルな表現作品です。
長篇作品は、1回1作品だけの応募に限ります
他人を誹謗・中傷することに主眼を置いた作品は、運営会及び選考会の判断によっては、これを受け付けられない場合もあります。
- (3) 締め切りは毎年7月末、基金が依頼した選考委員によって優秀作品を選定し、優秀作品に賞金3万円を贈呈します。
- (4) 応募作品は10月10日の世界死刑廃止デー前後に展示を予定しています。作品の著作権は制作者が、所有権は基金が持ち、これらの作品を死刑廃止運動に役立てるために使います。
- (5) 選考委員: 池田浩士・太田昌国・加賀乙彦・川村湊・北川フラム・坂上香・香山リカ
なお第9回締め切りは2013年7月末日です。これまでの応募者、受賞者の応募も歓迎します。

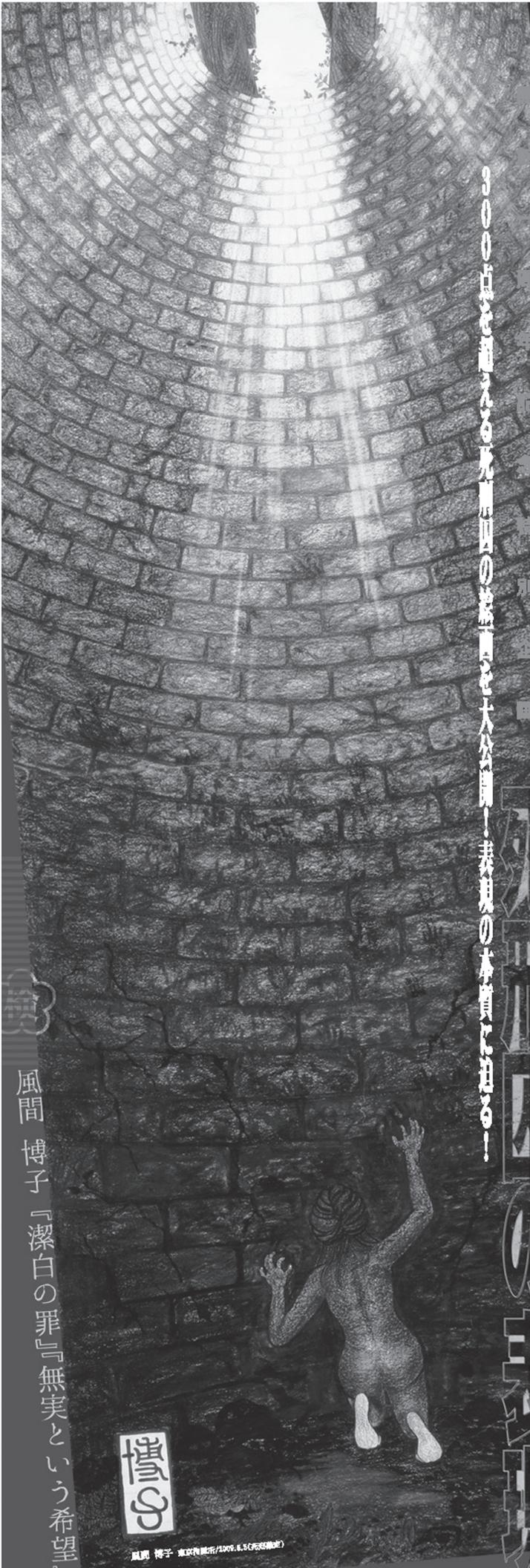
送り先 東京都港区赤坂2-14-13 港合同法律事務所 大道寺幸子基金運営会

封筒表に「表現展応募作品」もしくは「再審請求補助金」と明記してください。

「国家と殺人」 林眞須美

無限

300点を超える九州山の絵巻画を大大公開！表現の本質に迫る！



風間 博子 『潔白の罪』『無実という希望』



風間 博子 東京利根所/1999.6.5(写真提供)

2013 / 4.20 SATU >>> 6.23 SUNI
林眞須美
大阪府堺市/1909.4.21
(写真提供)
1985 朝霞山カレー事件

KyokugenGeijyutsu

TALK EVENT スペシャルトーク 巻貝/器など100点 (写真提供) 各1,500円
お問合せ・ご予約 / TEL:084-970-5380 FAX:084-970-5381 MAIL:info@abtm.jp



2013/4/21 SATU KYOBUCHI TSZUKI 都築響一

都築響一が初の展覧会に臨みます！
展覧会の中で、展覧会と対峙する作家のメールマガジン「ROADSIDERS」weebly/でもご紹介しよう！
本展の開催にもご参加、お楽しみください！



2013/5/19 SUNI FURUMU KITAGAWA 北川フラム

作家として、演劇界の発展と深く関わってきた北川フラム。
江戸内閣演劇部部長を歴任、彼の口から語られる展覧会とは？



2013/6/15 SUNI KENCHIRO MOGI 茂木健一郎

茂木健一郎が初の展覧会に臨みます！
展覧会の中で、展覧会と対峙する作家のメールマガジン「ROADSIDERS」weebly/でもご紹介しよう！
本展の開催にもご参加、お楽しみください！

TOMONOTSU MUSEUM 瀬の津ミュージアム 092-968-7100
CLOSE BARBAY http://abtm.jp

日本外国特派員協会での記者会見

3月15日、日本外国特派員協会にて「FORUM90」、「アムネスティ・インターナショナル日本」、「監獄人権センター」共催による記者会見が行われました。

会場には、南米・欧米・中東・アジア各国のメディア関係者、大使館関係者が詰めかけ、活気あふれる記者会見となりました。

冒頭、安田好弘氏から先月の谷垣法務大臣による死刑執行への言及がありました。国際社会の潮流に反する、大変問題のある執行であったことが述べられ、続いてアムネスティ日本の若林秀樹氏から、政権が死刑執行の拠り所としている世論調査への疑義と、国際社会の一員である日本が守るべき人権状況について述べられました。

記者会見に際し、各国ジャーナリストの方が言っておられたことは、日本の死刑制度の現状について、海外メディアは興味を持っていてもなかなか当局に取材できない、申し入れをしても拒否される現実があるということです。

質疑応答の際には、記者から「書類にサインしただけの法務大臣が執行者かのような扱いで報道されているが、フェアなことなのか」、「なぜ日本は死刑制度のような不可解な制度を維持しているのか」という根本的かつ重要な質問が出ました。

これに対し、日本の法律上、唯一法務大臣のみが死刑を命令できるものであることから、法務大臣が死刑執行をしたといっても過言ではないことや、国際社会からの批判がありながらも死刑制度が根強く存在する背景には、法務省と検察庁という二大勢力があることが説明されました。詳細を知らない海外メディアに対し、日本の死刑制度の維持基盤や執行の主体という重要な点が明確に伝えられたことは、たいへん大きな成果であったと思います。

また添付資料として配布した5つの死刑事件（袴田事件・名張毒ぶどう酒事件・飯塚事件・オウム事件・和歌山カレー事件）の説明でも、来場者は資料を見ながらたいへん熱心に聞いておられました。切迫する死刑囚の現状や、日本の司法の惨状を切実に訴えるもので、この点、通訳の高松氏が非常に分かりやすく、また大事な部分をしっかりと強調して伝えて下さっていました。各事例については、配布資料をもとに、今後更なる周知がされることを期待した

と思います。

海外メディアが集まった会場で印象的だったのは、若林氏が来場者に死刑制度についてのアンケートを取った場面でした。「どんな場合でも死刑は廃止すべき」という選択肢に会場のほとんどの人が手を挙げており、人権意識の根づいている諸国と日本国内との完全な温度差を感じました。しかし同時に少数の死刑存置派もおられ、一定数の死刑存置派が存在することや、先月の谷垣法相による死刑執行を報じる海外メディアのネット記事に、死刑容認のコメントが多数寄せられていたこともまた、世界のある部分の現実なのだという事も感じました。

さらに個人的に印象深かったのは、記者から千葉景子元法相のことが質問された際の安田氏のお話でした。「very very good friendであった」千葉景子氏が死刑執行に至った経緯を安田氏が語った場面は、1時間超の記者会見の中でも特に来場者が複雑な思いに惹きつけられて聴いた部分であったと思います。

今回の記者会見は、FORUM90が開催した「来年会」でドイツのジャーナリスト Sonja Blaschke 氏とお会いしたことから始まった企画でした。

この記者会見が海外との情報流通の一助となり、日本が「死刑廃止」という世界の潮流に乗れる結果につながることを期待して、ご報告とさせていただきます。（岡本真菜）



死刑弁護人&約束 上映日程

死刑弁護人

【広島・横川シネマ!! 再上映】

4/6 (土)、4/8 (月)～12 (金) ※7日は上映なし

上映開始時間：16：40～

会場：横川シネマ!! TEL：082-231-1001

【大分県中津市 自主上映会】(詳細 20 頁参照)

4月14日(日) 13:30～

【長野県長野市 自主上映会】(詳細 20 頁参照)

4月21日(日) 10:30～、14:00～

【優れたドキュメンタリー映画を観る会 vol.29】

4月26日(金) 11:00～

会場：下高井戸シネマ

主催：優れたドキュメンタリー映画を観る会

TEL：03-3328-1008 (下高井戸シネマ)

【宮城県仙台市 自主上映会】

6月2日(日) 13:30～

会場：エルパーク仙台ギャラリーホール

主催：死刑廃止連絡会 みやぎ TEL: 022-261-4251

約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯

・東京都

シネマート新宿上映中 TEL：03-5369-2831

・愛知県：052-212-2437

伏見ミリオン座上映中 3月29日(金)まで

・大阪府

第七藝術劇場

3月30日(土)～ TEL：06-6302-2073

・神奈川県

シネマ・ジャック&ベティ

4月6日(土)～ TEL：045-243-9800

・福井県

メトロ劇場

4月6日(土)～ TEL：0776-22-1772

・広島県

横川シネマ!!：082-231-1001

4月7日(日) 先行上映 4月13日～5月3日

・兵庫県

神戸アートビレッジセンター：078-512-5500

4月13日(土)～

・石川県

シネモンド：076-220-5007

4月13日(土)～

・新潟県

市民映画館シネウインド：025-243-5530

4月20日(土)～5月3日(金)

・長崎県

長崎セントラル：095-823-0900

4月20日(土)～5月3日(金)

・長野県

松本シネマセレクト：0263-98-4928

4月27日(土)のみ

・静岡県静岡市

シネギャラリー：054-250-0283

5月11日(土)～5月24日(金)

・宮城県

フォーラム仙台：022-728-7866

5月18日(土)～31日(金)

・沖縄県

桜坂劇場：098-860-9555

5月18日(土)～

・福島県

フォーラム福島：024-533-1717

5月25日(土)～31日(金)

・静岡県浜松市

シネマイーラ：053-489-5539

6月1日(土)～14日(金)

・山形県

フォーラム山形：023-632-3220

6月1日(土)～7日(金)

・三重県

伊勢 進富座：0596-28-2875

6月15日(土)～21日(金)

インフォメーション

◎河野義行講演会

3月30日(土) 14時～

会場・京都弁護士会

入場無料

第1部 死刑制度について 犯罪被害者と冤罪被害者

の立場から 河野義行

第2部 パネルディスカッション 河野義行・浅野健一

主催・京都から死刑制度廃止をめざす弁護士の会

◎永山則夫さんの残したもの

4月4日から春の展示公開

①永山則夫の残したもの・2013年春の展示公開

「昭和44年4月4日死ぬ日」と、決めた少年がいた

展示期間 4月4日～6月20日(予定)13時～20時(不

定休)

主な展示 逮捕当時の調書。逮捕前後の新聞紙誌。初

期の読書本。独房再現。永山関連著書など。

会場 いのちのギャラリー

事前予約申し込み 500円(中学生まで無料。19歳以

下半額)

資料提供・協力 永山子ども基金

②いのちを支えあう社会へ

ゲストを迎えて、永山則夫の残したものを見て、考え

る会・第3回

「わたしなら、思い切って少年院送致の可能性……」

ゲスト 井垣康弘(元神戸少年事件審判担当裁判官・

弁護士)

岩井信(光市少年事件弁護団・弁護士)

4月14日(日曜)

第一部 閲覧 13時～14時30分頃

トーク 14時40分頃～17時

第2部 交流会 17時15分～18時

参加費

第1部 1000円(中学生まで0円。～19歳500円)

第2部 500円～カンパ

会場 いのちのギャラリー

定員 25名。先着順。

③夏の初めの予告

テーマは、「ノート君」

主な展示 初期の「ノート」(「無知の涙」全冊など)

初期の発行物、裁判記録。関連著書。

展示期間 6月27日(予定)～8月1日(予定)(7月

2日休み)

《永山則夫の残したものを、見て、考える会第3回》

トークゲスト 井口時男さん(文芸評論)

玉川薫さん(小樽市立文学館副館長)

トーク・閲覧 6月29日(土曜日) 13時～17時

交流会 17時15分～18時30分

会場 いのちのギャラリー

定員 25名

参加費等上記と同じ

☆以上の主催・企画・申し込み いのちのギャラリー
(東京都北区志茂)

☆資料提供・協力 永山子ども基金

☆問合せ・申し込み FAX 03-6454-4397

◎「いのちと平和」を「死刑映画」から考える……

映画「約束～名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」特別先行上映とトークショー

日時 4月7日(土) 13時～16時45分

会場 横川シネマ(広島市西区横川町 082-231-1001)

13時～映画「約束～名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」の特別先行上映

15時15分～齊藤潤一監督+山本太郎さん(俳優、若き日の奥西勝さん役)+河井匡秀弁護士(名張毒ぶどう酒事件弁護団)トークショー

入場料(映画+トークショー):一般=1500円

なお、当日は横川シネマの回数券は使用できません。

主催 「いのちと平和」を死刑映画から考える会

協力・提供 東海テレビ放送、東風、横川シネマ

協力 アビエルト、アムネスティひろしまグループ、

「広島文化台風」、ひろの会

問合せ:090-8069-9870, shikeiwotou@yahoo.co.jp

◎死刑廃止へ、どうたっち講演会 1

4月12日(金) 19時～21時

駒込/琉球センターどうたっち

『一人の死刑囚のこと……』/お話=太田昌国

『失われた言葉をさがして:辺見庸 ある死刑囚との対話』上映

参加費:1500円(問い合わせ:TEL03-5974-1333)

◎テキサスから死刑が減ったワケ

4月13日(土) (詳細1頁)

◎いま、死刑を考える映画とお話のつどい

4月14日(日) 13時20分開演

会場 中津市教育センター(中津市沖代町1-1-11)

映画「死刑弁護人」上映

お話 黒原智宏弁護士(宮崎・家族3人殺人事件弁護士)

参加費 大人1000円 中学生500円 小学生以下無料

主催 いま、死刑を考える映画とお話のつどい実行委員会

連絡先 荒牧浩二 080-1786-2182

◎ボリビア映画『第一の敵』(1974年、ホルヘ・サンヒネス監督)上映

4月19日(金) 19時～

広島/アビエルト

お話 『革命と死刑——制度の変革による人間の可変性をめぐって』太田昌国

参加費:1500円(問い合わせ:TEL090-4896-0967 & 082-873-6068)

◎極限芸術 死刑囚の表現

4月20日～6月23日 10時～17時

休館日・月曜(ただし祝祭日は開館、翌日休館)

会場 鞆の津ミュージアム(広島県福山市)

料金 一般500円、小学生以下・障害者の方無料

トークイベント(福山 鞆こども園 先着100名1500円 要事前申込 084-970-5380)

4月21日(日) 18時～20時 都築響一

5月21日(日) 14時～16時 北川フラム

6月15日(土) 19時～21時 茂木健一郎

(詳細16頁参照)

◎安田好弘弁護士と「死刑弁護人を観る会」

4月21日(日)

第1回:10時30分～12時50分

第2回:14時～16時20分

※各上映100分、安田氏とのトーク40分

長野市勤労者女性会館しなのき 視聴覚室

<http://shinanoki.org/>

※駐車場なし。近隣の施設をご利用ください。

前売り券:1000円 当日券:1200円 中学生以下無料

主催:死刑をとめよう!長野の会

問い合わせ 080-3210-4695

shomei_mashima@yahoo.co.jp

◎「詩が開いた心の扉」——奈良少年刑務所での更生プログラム

5月10日(金) 18時30分～

講師 寮美千子(作家)

場所 カトリック河原町教会地下1階ヴィリオンホール(京都)

主催 「死刑を止めよう」宗教者ネット

◎5年連続集会 虹の彼方へ

東アジア反日武装戦線と私たちの来た道、行く道

第1回 ある前史について

ミクロネシア独立運動をめぐって(仮題)

ゲスト 森詠(作家)

5月18日(土曜) 15時～

文京区民センター2A

1000円

※同会場で「虹会」も予定。

主催:東アジア反日武装戦線への死刑・重刑攻撃とたたかう支援連絡会議

連絡先:風塵社(電話 03-3812-4645)

【編集後記】

2月5日に札幌の越田清和さんが食道癌で亡くなった。かつてPARC(アジア太平洋資料センター)の専従職員であり、03年に退職後故郷の札幌に帰り、東チモール、先住民族、ODA、平和、人権、フェアトレードなどの市民運動の核として活動し、また『インパクション』誌の編集委員を14年担い、いくつもの特集を企画した。

数年前に世界死刑廃止デーの10月10日にあわせて処刑場のある7都市を含めた全国でピラ撒きをしようという企画があり、越田さんは札幌でのピラ撒きを組織してくれた。その時、ピラ撒きに参加した一人がいまは亡き古賀啓子さんだった。昨年9月の死刑廃止全国合宿では体調のすぐれないなか、1日目の全体会での安田弁護士のコーディネーターを務めてくれた。食道癌が再発し、余命が知らされた後も、これまで担っ

てきたさまざまな市民運動を続け、年末に入院、57歳の早すぎる死を迎えた。

4月13日札幌で、20日東京の文京区民センターで「越田清和さん、ありがとう!の集い」が行われる。申込みはPARC03-5209-3455へ。

*

鞆の津ミュージアムで行われる「極限芸術 死刑囚の表現」は、私たちがこれまで成し遂げられなかった大道寺幸子基金の絵画部門の応募作品ほぼ全点を展示するという快挙である。ぜひ見に行ってみて頂けたらと思う。

昨年末に就任した谷垣法相に死刑を執行させないようにさまざまな行動をしてきたが、執行を許してしまった。ここへこたれず、やれることをやり続けるしかない。歴史は少しずつ、前に向かっていくと信じて(F)